

障害者自立支援法の見直しに関する意見

平成20年11月10日

厚生労働省障害保健福祉部企画課 御中

郵便番号: 602 0901

住所: 京都府京都市上京区室町通

今出川下ル 繊維会館内

氏名(注1) 全国手話通訳問題研究会

運営委員長 市川 恵美子

電話番号: 075 - 451 - 4743

電子メールアドレス: NRASLI@zentsuken.net

項目(注2)

相談支援	地域における自立した生活のための支援(地域生活支援、就労支援等)	障害児支援	障害者の範囲	利用者負担	報酬
その他()					

内容

1 障害者自立支援法の評価

障害者自立支援法が施行されて2年半経過しました。応益負担の導入を障害者福祉分野に初めて導入した同法は、「提案から実施までの手続きが拙速」「障害者の福祉制度利用の抑制による社会参加の後退または暮らしの困窮を招く」「重度障害者ほど多くの負担が必要」などの問題点が指摘され、施行前から多くの障害者関係団体からの反対を受けました。

また施行後は、自己負担の重さや施設運営の苦しさが具体化したことから全国的に厳しい批判を受け、「特別対策」「緊急対策」と二度にわたり特に利用者負担を軽減する方向で運用内容が改訂され、同法の施行時の内容が、その名称とは裏腹に障害者の自立支援を阻害するものであったことが明らかになりました。

私たちは応益負担を原則とする現在の障害者自立支援法には特に下記の2点の大きな問題点があり、わが国の障害者の生活条件を悪化させたことは明らかであると考えます。

- (1) 収入の低い障害者に過大な負担を課した結果福祉制度利用の抑制による社会参加の後退や暮らしの困窮を招いた。
- (2) 障害者福祉施設の収入低下をもたらした結果職員の雇用条件悪化や事業水準の低下を招いた。

今後、現在の障害者自立支援法の内容を抜本的に見直し、応益負担の撤廃や障害者福祉施設の安定収入確保など、国が責任を果たし、障害者が安心して暮らすことができる

真の意味での「障害者自立」支援法を実行することが必要です。

2 聴覚障害者や手話通訳者に関わる問題点

障害者自立支援法により、(1)コミュニケーション支援事業の市町村における必須事業化(同法第77条)、(2)地域生活支援事業実施要項における、市町村の「手話通訳派遣事業」「手話通訳設置事業」「奉仕員養成事業」、都道府県の「手話通訳養成研修事業」「盲ろう者通訳・介助員養成研修事業」「手話通訳設置事業」「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」「奉仕員養成研修事業」等の実施が定められました。

これらの事業の実施に関連して、現在のところ下記の問題点があります。

コミュニケーション支援事業が必須事業とされているのに全市町村で実施されていないため、聴覚障害者に対する公的な情報保障がない市町村がある。

市町村で雇用された手話通訳者は聴覚障害者住民の暮らし全体を考慮しながら支える役割を持つが、手話通訳設置事業を実施している市町村数は少ない(聴覚障害者「自立支援法」対策中央本部2008年9月調査では約40%)。

手話通訳設置事業の実施(手話通訳者の雇用)にあたり、勤務時間・業務内容・雇用条件等が各市町村でばらばらであり、聴覚障害者の情報保障・福祉向上・専門職としての身分保障が十分に保障されていない状況にある。

手話奉仕員養成事業は、聴覚障害者の日常生活を支える手話奉仕員の養成という大切な役割があり、また手話通訳養成事業の前段階として大きな意義があるが、同事業を実施している市町村数は少ない(聴覚障害者「自立支援法」対策中央本部2008年9月調査では約40%)。

コミュニケーション支援事業が市町村単位で同市町村住民を対象に実施されているため、居住地域以外の都道府県や市町村で発生する情報保障ニーズに対応する公的な制度的保障がない。

コミュニケーション支援事業の担い手である手話通訳者の登録にあたり、現行の地域生活支援事業実施要綱によると「手話通訳士」「手話通訳者」「手話奉仕員」のいずれでも可となっていることから、各市町村により登録手話通訳者の技術水準がばらばらで聴覚障害者の情報保障に格差が生じている。

コミュニケーション支援事業の対象となる情報保障分野が狭く、職業、教育等の聴覚障害者の生活の中で重要な部分が対象とならない市町村が少なくないことから、聴覚障害者の暮らし全体を支える公的な制度的保障がない状況になっている。

本来「受益者」が特定できないコミュニケーション支援事業(手話通訳派遣事業)の実施にあたり、聴覚障害者に利用者負担を課している市町村がある。

3 問題点を解決するための方法

- ・「各市町村の域外(例:総合病院への通院)における手話通訳ニーズ」「県外(例:遠隔地に居住する親の入院、旅行時の急病)における手話通訳ニーズ」に対応するための「都道府県が実施主体となる手話通訳派遣事業の必須事業化」
- ・各市町村が独自の判断で実施することからコミュニケーション支援事業の内容に地域格差が生じている実態があるが、聴覚障害者の居住地により受ける情報保障内容に差があってはならないことから「手話通訳派遣事業・手話通訳設置事業の実施基準の統一」
- ・コミュニケーションの特徴は双方向であり、コミュニケーション支援事業の受益者は全国民であることから聴覚障害者だけに負担を求める「利用者負担導入の禁止」
- ・コミュニケーション支援事業は必須事業であるので「国庫補助金の負担金化」
- ・コミュニケーション支援事業が必須事業であるので、その担い手を養成する「手話通訳者養成事業/手話奉仕員養成事業の必須事業化」

注1 法人・団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2 意見内容に該当する項目を一つ選択してください。

またどれにも当てはまらない場合はその他を選択し、項目を記載してください。